

インドネシア特許制度上の留意点

国際第4委員会*

抄録 近年、日本企業はインドネシアに積極的に進出しており、進出企業数は数年前と比較して約2倍と大きく増加しました¹⁾。今後進出企業数に比例して、日本企業がインドネシアへ特許出願する件数も増加することが予想されますが、日本企業にとって同国の特許制度については、未だ不明な点が多いのが現状です。そこで本稿では、インドネシアの特許制度のうち、日本企業が留意すべき制度を中心にQ&A方式で紹介します。

Q 1 インドネシアにおける特許出願は、増加していますか？

A 1 2004年以前は毎年3,000～4,000件弱、2005～2009年は4,000件程度の特許出願でしたが、2010年以降は5,000件を超える特許出願がされています。その約90%が外国からの出願で、PCT経由の出願が多いようです（表1）。国別で一番特許出願が多い国はアメリカ、次いで日本です（表2）。

表1 特許出願件数の推移²⁾

	特許				トータル
	PCT		NON PCT		
	内国	外国	内国	外国	
2009	24	3,761	413	342	4,540
2010	19	4,721	497	401	5,638
2011	8	4,839	533	458	5,838

表2 国別の特許出願件数²⁾

		2011	2010	2009
US	1位	1,211	1,255	1,059
JP	2位	1,202	1,115	862
ID	3位	778	756	669
KR	8位	186	182	148
CN	10位	154	—	—

(※表中の順位は2011年の件数に基づく)

Q 2 インドネシアにおける特許の保護対象について教えてください。

A 2 インドネシア特許法では、以下の発明を不特許事由として規定しています（特7条）。

- ・一般規則及び規定、宗教的道德、公共の秩序または道徳に反する生産物または方法
- ・人間及び／又は動物の体に適用される検査、治療、投薬及び／又は手術の方法
- ・発見、科学理論、数式
- ・微生物を除く生物、植物及び動物の生産に必須の生物学的方法

一方、コンピュータ・プログラムは不特許事由には含まれていませんが、保護対象にはなりません。仮にハードウェアと組み合わせた形でも、保護対象にはならないようです（現地代理人談）。この点、日本の特許制度とは異なりますので注意が必要です。なお、コンピュータ・プログラムは、著作権の保護対象となっています。

Q 3 インドネシア特許法には、実体審査制度がありますか？

* 2013年度 The Fourth International Affairs Committee

A 3 インドネシアには、特許と小特許 (simple patent) の制度があり、それぞれ新規性、進歩性、産業上の利用可能性の審査がなされます。出願人は、出願日から36ヶ月以内に審査請求手続きを行う必要があります (特48, 49条)。インドネシアの特許出願は、優先権主張を伴った出願やPCT経由の出願が多く、実体審査は行われますが、これらについては対応外国出願の審査結果を参考にする人が多いようです。一方、小特許は、参考にする対応外国出願が少ないので、審査に時間がかかる傾向にあるようです。

なお、インドネシア特許法には、修正実体審査制度 (他国の特許庁の審査結果を活用して特許権の付与を行う制度) はありません³⁾。

Q 4 インドネシア特許法に早期審査制度の規定はありますか？

A 4 インドネシア特許法には、早期審査制度の規定はありませんが、2007年8月に署名された日本-インドネシア経済連携協定 (EPA)⁴⁾ にて、「特許審査・審判結果の提供に基づく早期審査制度の導入」が規定されました。さらに、2013年6月1日に、日本特許庁とインドネシア知的財産権総局 (DGIPR) 間において、特許の審査期間などを相互に短縮する「特許審査ハイウェイ (PPH)」制度が導入され、履行されています⁵⁾。これにより、日本企業は、今後、本PPHを利用することでインドネシアにおいて特許を早期に取得することが可能です。

Q 5 審査官からの要請を受けて他国の審査結果を提出する場合、全ての対応外国出願の審査結果の提出が必要ですか？

A 5 インドネシアの実務では、審査官から他国の審査結果を提出するよう要請を受けることがあります (特28条(2))。そのような要請を受けた場合、全ての国の審査結果を提

出する必要はありません。ある国では拒絶査定となったが、他の国では特許査定を受けた出願の場合、当該特許査定を受けた出願についての認証謄本 (後掲A7参照) を提出すればよいとされています。ただし、他の国で特許取得できたからといって、インドネシアで同一の内容で必ず権利取得できるとは限りません。審査官も自らサーチを行うため、提出していない他国の拒絶査定の内容を確認することもあり得ることです。

Q 6 他国の審査結果を提出する場合、審査官が重視する国や地域はありますか？

A 6 審査官は、実体審査を行っている国として一般的に認知されている国 (例えば日本、米国、欧州特許庁、イギリス、オーストラリア) の審査結果を重視するといわれています。中でも米国 (USPTO) の審査結果よりも、欧州特許庁 (EPO) の審査結果を信用する傾向があるようです。

Q 7 他国の審査結果を提出する場合、インドネシア語への翻訳は必要ですか？

A 7 翻訳文の提出義務に関する規定はありません。実務上、多くの審査官が英語を理解できるため、英語の場合はインドネシア語への翻訳が不要とされています。ただし、日本語の場合は、英語又はインドネシア語への翻訳が必要とされています。例えば、日本の特許証を提出する場合は、特許証と請求項を翻訳して提出します。

Q 8 外国の審査結果を提出する他に、早期権利化を図るのに有効な手段はありますか？

A 8 審査官は、実体審査に着手していれば、比較的容易に面接を受け入れてくれます。技術説明やその他の問合せ等に利用できま

す。特に、拒絶理由通知の意味が不明なときに面接を利用するのが効果的といわれています。

また、審査官には、審査期限に関する規定がある（後掲A9参照）ので、出願人が早期公開を請求すれば（特許法第42条(3)）、その結果として実体審査を早めることができると考えられています。

Q 9 インドネシア特許法には、審査期限に関する規定がありますが、この期限を過ぎるとどうなるのですか？

A 9 インドネシア特許法には、審査官が審査の結果を出すまでの期間が決められています（特54条）。この規定は、オーストラリア特許法におけるアクセプタンス期間制度（Acceptance Due Date）とは異なり、審査官の努力目標の期間とされています。したがって、出願人が対策を講じる必要はありません。

Q 10 分割や補正を行うにあたり、留意点があれば教えてください。

A 10 特許法には、分割出願で求められる保護の範囲が原出願で申請された保護の範囲を拡大するものではないことを条件とする旨が記載されています（特36条(2)）。一見するとクレームに記載の範囲内でのみ分割出願が認められるようですが、実務では、日本や米国の実務と同様に、明細書に記載の範囲内でクレームアップできるようです。例えば、発明 α が記載された出願Aと発明 β が記載された出願Bとをまとめ、発明 α のみを請求項に記載してPCT出願した場合、インドネシアの国内段階で、明細書に記載の発明 β に基づいて、発明 β を請求項に記載した分割出願を行うことも可能です。ただし、クレームに記載の範囲内でしか分割出願できないとする少数意見もあります。また、分割出願ができる時期が、特許査定前である点には注意が必要です。

補正について、特許法には、補正が原出願で申請された発明の範囲を拡大するものではないことを条件とする旨が記載されています（特35条）。この条文から、クレームを拡大する補正は認められないとも考えられますが、実務では、分割出願と同様に、明細書に記載の範囲内で補正ができ、その範囲内ならばクレームを拡大するような補正を行うことも可能のようです。また、補正ができる時期は、分割可能な時期と同様、特許査定までです。特許査定後は補正する機会がありませんので、注意が必要です。訂正審判制度はなく、特許後の訂正もできません。

Q 11 インドネシア特許法に職務発明制度はありますか？

A 11 インドネシア特許法には、職務発明制度に関する規定があります（特12条）。

雇用関係において別段の定めがない限り、なされた発明に対して特許を受ける権利を有するのは使用者であること、発明者が相当な対価を受ける権利を有することが規定されています。相当の対価の額は関係当事者によって定められるものとされ、合意が得られない場合は、商務裁判所がそれに対する判決を与えることができます。相当の対価の支払いの実態については情報が公開されていませんが、現地代理人によると、対価請求訴訟の事例はないそうです（2013年1月現在）。インドネシアでは経済成長とともに給与はアップするもの、特許は儲かるもの、との期待を含む意識が高いので、発明の対価については、適正な理解を促すよう努めることが必要と考えられています。

Q 12 インドネシア特許法に先使用権制度はありますか？

A 12 インドネシア特許法には、先使用権に関する規定があります（特13条～15条）。インドネシアにおいて先使用権を認めて

もらうには、DGIPRに先使用権者としての認定を求める申請をしなければなりません。その申請には、先使用の発明が特許出願にかかる発明の明細書、図面、見本その他の情報を使用して実施されたのではないことを証明する証拠を添付しなければなりません。この申請を怠ると当該発明を実施した場合に権利者から権利行使をされるリスクが生じます。

日本の特許法における先使用権とは異なり、インドネシア国内における実施のみならず、外国における実施に基づく先使用権の申請も可能です⁶⁾。また「発明の実施のための準備」に基づく先使用権が認められない点も日本の特許法と異なります。

先使用権に基づくライセンスの付与は当然出来ませんが、先使用権を移転することもできません（相続の場合を除く）。この点は、実施の事業と共にする場合、特許権者の承諾を得た場合及び相続その他一般承継の場合に限り移転可能な日本の先使用権とは異なります。

Q 13 インドネシアの特許法の改正動向について教えて下さい。

A 13 現在のインドネシア特許法は2001年に改正されました。現在、特許法をはじめとする知財関連法の改正案が検討されています。特許法改正案は、主に次のとおりです（検討項目や内容に変更の可能性があることに留意

してください）。

- ①特135条（医薬品の適用除外）：刑事事件のみの適用から民事事件にも適用できるとする変更
- ②遺伝資源の出所開示の義務化
- ③特17条（実施義務）：特許の地域的实施に関する規定（特17条(2)）の削除

なおこの原稿は2012年度の国際第3委員会の活動によるものです。

注 記

- 1) ジェトロ インドネシアウェブサイト
https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_01/#block6（参照日：2013.3.8）
- 2) 「DGIPR Annual Report 2011」より抜粋
- 3) 国際第3委員会, 知財管理, Vol.62, No.4, pp.537~548 (2012)
- 4) 外務省ウェブサイト
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/index.html（参照日：2013.3.8）
- 5) 経済産業省ウェブサイト
<http://www.meti.go.jp/press/2013/04/20130415005/20130415005.html>（参照日：2013.4.15）
- 6) 特許庁資料 インドネシア「先使用権制度の有無」設問17（c）回答参照
http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h22_country/id.pdf（参照日：2013.3.8）

（原稿受領日 2013年7月12日）